

# インド憲法前文（二・完）

——社会的・経済的・政治的正義の実現——

孝 忠 延 夫

## 目 次

序

- 一 「前文」はインド憲法の一部なのか——憲法前文の法的性質、憲法の基本構造
    - 1. インド憲法前文とその構造
    - 2. 憲法前文の法的性質についての最高裁の判断
    - 3. 「憲法の基本構造」の理論——憲法には「変えてはならないもの」があるのか
  - 二 インド憲法（1950年）成立とその内容——「前文」を中心として
    - 1. インド人自身による「インドの基本的あり方」の構想へ
    - 2. 制憲議会における憲法案（とりわけ前文案）
    - 3. インド憲法の制定へ （以上、前号）
  - 三 アンベードカルの憲法思想と憲法前文 （以下、本号）
    - 1. 『祖国』のないアンベードカルの憲法構想  
——『ヴィザを待っている』から『藩王国とマイノリティ』へ
    - 2. 社会的・経済的・政治的正義と平等
    - 3. 「個人の尊厳」と友愛——国民国家の統一と統合
- 結びにかえて

## 三 アンベードカルの憲法思想と憲法前文

「……今日では、われわれのナショナルな絆を構成するのは、領土や思考ではない。……われわれは、包括的でナショナルな帰属や法的に (legitimately) インド人であることについての、重なり合う合意を形成することはできないのだろうか。……友愛、セキュラリズム、自由 (liberty) などの冷徹な憲法的価値観が、憎悪とナショナリズムで煽られた怒りを鎮め、暴力化を抑えることができるのだろうか」、「……インドの将来世代の身体、心、そして魂に憲法前文の精神を吹き入れるには、どうすれば良いのだろうか」(Rathore, A. S./Nandy, A. (ed.) (2019), viii, xxxi.)

1. 『祖国』のないアンベードカルの憲法構想——『ヴィザを待っている』から『藩王国とマイノリティ』へ

(1) 『ヴィザを待っている (Waiting for a Visa)』 (1937年)

B. R. アンベードカルが M. K. ガンディーと初めて対面したとき、アンベードカルは、「ガンディー翁、私には祖国がありません。」と語ったといわれている。ここに、「インドという国家」をどのように考えるのか、ガンディーとアンベードカルの間「国家観」、そして二人の相容れない政治的姿勢を読みとることができるのではないだろうか。

両者のカースト制度（とりわけ不可触民制）のとらえ方についての紹介・検討は、日本においても貴重な研究成果の蓄積がある。本章では、アンベードカルは憲法思想、そして彼が憲法前文に込めようとした、「創りだすべきインド国家」像、「国民」像を考えてみたい。

(a) 『ヴィザを待っている (Waiting for a Visa)』に挙げられた事例

アンベードカルは自伝的著作『ヴィザを待っている』は、彼自身の幾つかの体験と、それらが決して特殊な事例ではないことを示す他の2つの事例を体系的かつ簡潔にまとめたものである<sup>1)</sup>。

アンベードカルは、なぜこの小冊子に『ヴィザを待っている』というタイトルを付けたのだろうか。Rathore, A. S./Nandy, A. (2019) は、ヴィザを取得した外国人がインドで自由に行動し、宿泊施設を見つけ、危害や妨害を受けずに国内を移動できるのと同じように、不可触民<sup>2)</sup>には、インド国内で何らかの『ヴィザ』（権利+特権）が与えられなければならない、と考えていたからだとする<sup>3)</sup>。そして、アンベードカルが永遠に待ち続けたヴィザは、今日の「われわれの国家ヴィジョン」にかかわるものでもあるとする。

『ヴィザを待っている』は、6つの事例で構成される。① アンベードカルが

1) Ambedkar, 1937 (2020).

2) 文脈に応じて「不可触民 (untouchable)」、「被抑圧階級 (depressed classes)」、「指定カースト (scheduled caste)」あるいは「ダリト (Dalit)」などの用語を用いる。

3) Rathore, A. S./Nandy, A. (ed.) (2019), xv.

9歳のとき、兄弟姉妹4人で父の勤務先の町まで旅行したときの話。快適な旅行だったが、彼らが不可触民だと判明してからは、宿舎も水も得難い苛酷な旅行となる。② アメリカと英国での留学を終え（厳密には、ロンドンのLSEでの修学途中で）、奨学金を出してくれたバローグ藩王国で勤務することになる。ホテルを見つけることが出来ず、パールシー教徒専用の宿舎に泊まるが、不可触民であることが判明し、追い出される。どこに泊まるのか（泊まれるのか）。一人の友人からは、私は構わないが、君が来ると使用人たちがみんな辞めてしまう、と婉曲に断られる。別の友人（キリスト教徒。その妻は元バラモン）には、「妻と相談する必要がある」と断られる。③ ボンベイ政府の調査委員会の委員に任命され、その活動で不可触民の村を訪れたときのこと。馬車運転手カーストが不可触民を乗せて運転することを拒否したため、不可触民カースト（マハール）自ら馬車を運転。カーブを曲がり損ねて馬車は川に落下。アンベードカル、負傷。④ 被抑圧階級（不可触民）運動参加者（約30人）とともに旅行を企画（仏教遺跡などへの観光を含む）。途中、イスラームの城址を訪問。グループの一部が、入口のタンクの水を使用。その後、イスラーム教徒たちに取り囲まれ、「タンクを汚した」と追求される。

これらのことから、アンベードカルは、「ヒンドゥー教徒にとっての不可触民は、パールシー教徒にとっても不可触民であり、同様にヒンドゥー教徒にとっての不可触民は、イスラーム教徒にとっても不可触民である」と記す。また、イスラーム教徒の老人が「Dehds（不可触民のこと）は、自分たちの宗教を忘れている（つまり、Dehdsは、低位の品格のままにいるべきだということ）。Dehdsは、教えを学ばなければならない。」と人々を煽動したことを紹介している。アンベードカルは、パールシー教徒、馬車運転手やイスラーム教徒が、それぞれの「尊厳」を「汚す」ものとして不可触民の存在とその行為をとらえていた、とする。

⑤の事例は、学校教師（不可触民）の妻子が、医療を受けられなかった事例。そして、最後の⑥の事例は、公務員試験に合格・就職した Bhangi（不可触民）の青年の話である。彼は、事務所で執務することも、水を飲むことも出来な

かった。ある日、図書館司書の椅子に何気なく座ったことをきっかけに「誰が、このけがわらしい Bhangi の犬を私の椅子に座らせたのか」と侮辱され、集まって来た人々から恫喝される。結果として彼は、職を辞し、その地を去らなければならなかった。

(b) ガンディーとアンベードカル

M. K. ガンディーが、南アフリカで列車旅行中、一等車から放り出されたというエピソードは有名だ<sup>4)</sup>。ここでガンディーは、「全てのインド人は、南アフリカの不可触民になった」と述べる。このエピソードと、上述したアンベードカルの経験した事例とを比べてみよう。Rathore, A. S. (2020) は、次のように述べる<sup>5)</sup>。

「……ガンディーが日常的に体色の偏見を持っていたことに疑いの余地はないが、彼は自分が誤った類推を用いていることに気づいていない。列車のエピソードは、アナロジーを完全に弱体化させた。彼は、それらの経験から、彼と南アフリカの全てのインド人は不可触民であるとしたが、彼は、彼の下で働いている白人にインタヴューし、雇用し、あるいは解雇さえしているのだ。彼の家には白人が同居しており、白人の南アフリカ人と食事を共にしている。彼は財産を所有し、巨額のお金を扱うことについて話をしてきた。彼が語ったこれらの日常生活は、ガンディーの時代の不可触民にとっては想像を絶することであり、ヒンドゥー教内での不可触民の窮状とは全く相容れないものだった。

ガンディーが一等車から追い出されたことと、馬車の運転手とそのカーストがアンベードカルの乗車を完全に拒否したということ（『ヴィザを待っている』の事例）を比較してみよう。違いは、ガンディーがすぐに三等車に移れた、という事実には存在しない。ガンディーは、インドと比べればはるかに快適な列車の旅を南アフリカで享受し、それを称賛している。違いはむしろ、ガンディーが退出権 (exit rights) を享受していたと云う事実にある。彼は不可触民制のない国にアクセスできた（できる）。しかし、インドの不可触民は、

4) ガンディー (1969 (2000)) 1, 210-18.

5) Rathore, A. S. (2020), 123-24.

かかる退出権を有しない。彼らの憤激は、(Rig Veda の *Purusha Sukta* による) 人間の創造の時代からインド憲法前文成立の時代まで封印されてきた。

アンベードカルは、自らの故郷であるこの敵対的な土地から脱出し、バラモン主義の支配から遠く離れた外国に旅行し、そこで初めて不可触民ではないという解放感を享受できた。アンベードカルにとって、可視的な肌の色による不当な偏見を享受することは、インドの出国ヴィザによって得られる贅沢だったのである。この出国ヴィザによれば、カーストによる不可視の暴政がもたらす疎外と抑圧から逃れることができるのだ。おそらくこのことが、彼の自伝的著作が『ヴィザを待っている』と呼ばれる所以であろう。』

(c) インドの村落 (village) をどう見るか——「自治の基盤」なのか、  
それとも「偏見の巣窟」なのか

アンベードカルが、ヴィザによって外国（英国やアメリカ）では、享受できた基本的権利は、彼の『祖国』であるべきインド（とりわけ村の生活）では、全く無縁のものであり、存在してはいなかった。アンベードカルが、「村落は、尊厳を達成するための必須の要件ではなく、カーストの無法がどのように、何処で強要され、神聖化されたのかを表す場である」と考えたのは、当然ともいえよう。これに対して、ガンディーは、「非暴力に基づく文明」の根拠地としての「村落」を構想し、まさにそれこそが「威厳のある平和な存在の条件」であると考えた<sup>6)</sup>。R. Guha は、二人の違いを次のように要約している<sup>7)</sup>。

「ガンディーが、不可触民制を廃止することでヒンドゥー教を救いたかったのに対して、アンベードカルは、インドの支配的宗教の外にいる彼の仲間（不可触民）の人々のための解決策を考えた。ガンディーは、田舎（地方 rural）にロマンを抱くロマンティストであり、自治村 (self-governing village) を自由インドの基盤にしたいと考えていた。アンベードカルは、都市生活と現代技術の信奉者であり、インドの村を不義の巣窟だと片づけた。ガンディーは、非暴力的な抗議行動を支持する一方で、国家を懐疑する隠れた無政府主義者

---

6) *Ibid.*, 124.

7) Guha, R. (2010), 33.

であった。アンベードカルは、確固たる立憲主義者であり、国家で働き、国家の助けを借りて社会問題の解決を旨ざしていた。」

ガンディーをロマンティスト、アンベードカルを近代主義者、立憲主義者と単純に分けることはできないだろう。二人の対立は単なる意見の対立ではなく、「ときに存在をかけたものであり、生きるか死ぬかの闘い」<sup>8)</sup>という性格をもたざるを得なかった。被抑圧階級（不可触民）への分離選挙・留保議席をみとめた『コミユナル裁定』（1932年）に対してガンディーが、「死に至る断食」をもって反対したことなど、その事例はいくつも挙げることができよう。

インド憲法制定審議過程においても、ガンディーの基本思想が憲法案には盛り込まれていないとして、くりかえし批判的意見が出された。

「……この憲法案で、村落について言及されているのかどうか、どこで言及されているのか質問いたします。どこにもないではありませんか？わが自由インドの憲法は、「地方自治 (local self-government)」を基本とすべきです。この憲法案のどこにも地方自治は、見あたりません。われわれの生活から出発し、下から上へと育まれるのではなく、この憲法案は、外から導入され、上から下へと構築されているものなのです。」<sup>9)</sup>

多くの点で妥協を重ね、憲法および前文の成立のために尽力していたアンベードカルではあったが、この点については、断固として厳しい言葉で反論している（本稿第二章3(1)など参照）。

なお、ガンディー主義に基づく体系的な憲法をどのように構想・具体化できるのかは、難しい問題である<sup>10)</sup>。J. ネルーなどがガンディーに敬意を払いつつ、一方で立憲主義的憲法思想およびそれを具体化する憲法構想を有していたことは確かである<sup>11)</sup>。自治的・地方分権的「村落」構想は、形を変え、新たなパン

---

8) Rathore, A. S. (2020), 16.

9) C. A. D., Vol. III, 39.

10) Jaffret, Ch. (2005), 108-114.

11) Dhavan, R./Paul, T. (1992).

チャーヤット制度として憲法第73次改正（1993年）によって実現する<sup>12)</sup>。

(2) 『藩王国とマイノリティ』（1947年）

『藩王国とマイノリティ』は、マイノリティ、とりわけ指定カースト保護のために制憲議会に提出するものとして、全インド指定カースト連合運営委員会を代表してアンベードカルが作成した覚書である。この覚書は、憲法条文案とその解説、その他の資料から構成されている<sup>13)</sup>。この覚書の前文案でアンベードカルは、新たに統一された一つの政治体を「インド合州国（United States of India）」とし、以下の目的のために、この憲法を制定するものとしている<sup>14)</sup>。

- 「(i) われらとわれらの子孫のためにインド合州国が、変わることなく自治と善政の恵沢を確保し、
- (ii) 生命、自由および幸福追求、言論の自由および宗教活動の自由について、すべての国民の権利を擁護し、

---

12) この憲法第73次改正と最近のパンチャーヤットをめぐる法制度の動きについては、浅野（2024）、1. 参照。

13) 孝忠（1985a, b）は、『藩王国とマイノリティ』を全訳のうえ、その内容を紹介・検討したものである。そこでも述べているように、タイトル『States and Minorities』のStatesは、藩王国を指している。しかし、アンベードカルの意図が、「国」のあり方とマイノリティ（とりわけ憲法構想における指定カーストの位置づけ）を論じようとするものであることをふまえ、「国家とマイノリティ」という邦訳を用いている。『藩王国とマイノリティ』を手がかりにアンベードカルの憲法構想を扱ったものとして、佐藤（1986）も参照。

14) 孝忠（1985a）、77-；同（1985b）、195-；アンベードカル（SW）、2952-。

(i) to secure the blessings both of self-government and good government throughout the United States of India to ourselves and to our posterity,

(ii) to maintain the right of every subject to life, liberty and pursuit of happiness and to free speech and free exercise of religion,

(iii) to remove social, political and economic inequality by providing better opportunities to the submerged classes,

(iv) to make it possible for every subject to enjoy freedom from want and freedom from fear, and

(v) to provide against internal disorder and external aggression, establish this Constitution for the United States of India. ...

- (iii) 被抑圧階級に十分な機会を提供することにより、社会的・政治的・経済的不平等を除去し、
- (iv) 恐怖と欠乏からの自由を、すべての国民が享受することを可能ならしめ、
- (v) 内乱および外患に対する備えをするために」

「われら……国民 (We, the People of……)」で始まる、この憲法前文案が、インド憲法前文に受け継がれたことは明らかであろう。「われらとわれらの子孫のために……」とのフレーズでは、日本国憲法前文も想起される。

前文案に続く第1条案は、連邦へのインド藩王国の編入(第1節)、インド合州国および新領土(第2節)で構成されている。インド連邦に編入される藩王国は、編入にあたって資格藩王国と未資格藩王国(qualified States and unqualified States)に分類される。資格藩王国は、インド憲法の基本原理にふさわしい政府を持つ責務を有する藩王国であり、未資格藩王国は、連邦地域として扱われる。第2条案は、市民の基本権(第1節)、基本権の侵害に対する救済措置(第2節)、マイノリティ保護のための規定(第3節)、および指定カーストのための保護規定(第4節)で構成されている。

この『藩王国とマイノリティ』においてアンベードカルは、『目標決議』(1947年)などとは異なり、「強い政府」の構想を明記している。すなわち、州によって構成される連邦(union)は、1つの政治体(a body of politics)とされ、英国型執行府(議院内閣制)ではなくアメリカ型執行府を基本とすべきだとされる。そしてその執行府(内閣)には、マイノリティ(アンベードカルは、宗教の違いで「マイノリティ」となる(される)のではなく、差別と排除によって「マイノリティ」となる、と考える)代表の参加が欠かせないと主張する<sup>15)</sup>。

「……独立(Swaraj)の意味するものは何であろう。それは、1つのことだ

---

15) アンベードカルこれらの構想は、その後も「選挙権という意味での民主主義を確保することだけでなく、多数派コミュニティとマイノリティ・コミュニティとの民主主義的平等主義の可能性、その「究極の運命」が全体とともにあると考える人々の集団(すなわち「国家的マイノリティ」)の権利と特別保障、……」(Govind, R. (2023), 71.) など多面的に展開される。



けを意味する。すなわち、今までは行政のみがヒンドゥーの手にあったのだが、独立後は立法府と執行府がともにヒンドゥーの手に握られることになるのだ。かかる独立が、不可触民の苦難を一層悪化させることはいうまでもない。……」<sup>16)</sup>

「……英国の統治制度は、内閣にマイノリティの代表を参加させる義務を多数党に負わせてはいない。したがって、この制度がインドに導入されたときの結果は明らかである。マジョリティ・コミュニティを支配階級にし、マイノリティ・コミュニティを被支配階級にしてしまう。このことは、コミユナル・マジョリティ<sup>17)</sup>が統治を自由に行うことを意味する。かかる状態を民主主義と呼ぶことはできない。それは、帝政 (imperialism) と呼ばれるべきものだ。以上のことから判断すれば、英国型執行府の導入は、マイノリティの、とりわけ不可触民の生命、自由および幸福追求への大きな威嚇といえよう。……」<sup>18)</sup>

(3) スワラージ (Swaraj) と自由 (Freedom)、あるいは自由 (Liberty)

スワラージ (Swaraj) とは、「インド諸語で〈自己の支配・統治〉を意味し、スワラージャともいう」<sup>19)</sup>。この語が、インド民族運動・独立運動の象徴的ス

---

16) ここで述べられている「ヒンドゥー」とは、カースト外ともされる不可触民を除く、(一般)「カースト・ヒンドゥー」を指している。

17) 「コミュニティ」と関連する用語として、インドでは、「コミユナル」・「コミユナリズム」に独特の意味が込められている。内藤雅雄によれば、「コミユナリズム (communalism) : 一般的には、地域・言語・職業・宗教などあらゆる共通の利害で結ばれた社会集団が、自らを他と区別してその特質あるいは優位性を強調する思考様式。しかしインドでは特にヒンドゥー教徒とムスリム (イスラーム教徒) 両宗教コミュニティの関係について用いられ、宗教がそれぞれのコミュニティのアイデンティティを決定する第一義的要因であるとする思考・行動の様式および両者間の対立・紛争を意味する」とされる (辛島昇ほか監修『(新版) 南アジアを知る事典』286-87頁 (平凡社、2012年))。

18) 孝忠 (1985b), 206-07. その他、注目すべきアンベードカルの主張として、「国家社会主義 (State Socialism)」などがある。彼によれば、社会の経済構造も憲法は定めるべきであり、それは、議会制民主主義と国民の基本的人権を前提とした基幹産業の国有化をめざす社会主義である。

19) 内藤雅雄「スワラージ」(『(新版) 南アジアを知る事典』、430頁)。

ローガンであったことに疑いの余地はない。この語に対応して英語では、自由 (Freedom)、「～からの自由 (free from～, freedom from～)」の表現がよく用いられた。しかし、アンベードカルは、このスワラージの内実とその果たす役割についての一貫した批判者、さらに言えば「抵抗者」でもあった。

英印円卓会議での冒頭演説 (1930年11月20日) で、アンベードカルは、被抑圧階級 (depressed classes) の代表者として、それまでの英国支配に対する評価を率直に述べている。すなわち、要約すれば、① 被抑圧階級は、正統派・多数派ヒンドゥーによる長年の専制と抑圧からの救世主として英国を歓迎することもあったが、被抑圧階級の地位に全く変化はなかった、② スワラージの考えと運動は、被抑圧階級の多くの人々の心に、自分たちに対してなされた暴政、抑圧、不正さらにはその再生の恐れなどの危険を呼び起こすものである、③ しかしながら、われわれは、あえてその避けがたい危険を冒す用意がある、④ それは、われわれも主権者として参加し、現在まで続いてきた社会的・経済的規範の変更をおこないうる政府とその施策の実現を期待せざるを得ないからである<sup>20)</sup>。

このスワラージと自由 (freedom) との関連性について、A. S. Rathore は、次のように指摘する。

「自由 (freedom)」と「スワラージ」の概念的な関連性は、20世紀前半を通じて一般的に認められていた。……両者の用語は、アンベードカルにとっては疑わしいものだった。「自由 (freedom)」の概念の精神化は、ナショナリズム運動におけるヒンドゥー多数派の底流となって、アンベードカルを攻撃した——一体誰の自由 (freedom) なのか、誰のスワラージが実現されるのか？ アンベードカルは、ナショナリズム運動がバラモン・ヒンドゥー教に結びつけられていることに疑問をもったのである。」<sup>21)</sup>

「……ガンディーなどが主張しているように、インド人が帝国主義のもとで奴隷だったとしたら、アンベードカルが代表する不可触民カーストは「奴隷

20) Moon, V. (1982), 503-09.

21) Rathore, A. S. (2020), 35.

の奴隷」ということになる。ヒンドゥー教徒が多数を占めるインドの自由 (freedom) として理解されているスワラージと「被抑圧階級」(ダリット：不可触民) の喫緊の利益との間には、必然的に緊張関係があり、ときにはあからさま敵意がある。……スワラージが保障しようとするものがすべての人々の自由 (freedom) だとしたのなら、ダリットのための自由 (liberty) を前提としなければならない。……」<sup>22)</sup>。

インド憲法前文の重要なキーワードとして「友愛 (fraternity)」を盛り込んだアンベードカルが、フランス革命のスローガン「自由、平等、友愛」を念頭においていたことは確かであろう。「友愛」と対になる自由は、自由 (freedom) ではなく、自由 (liberty) である。この二つの語は一般的には、文脈依存的な使われ方をするとときもあるが、その語源的意味・内容は、異なっている。個人の尊厳と結びつき、法的内容とその具体化を求める語としては、やはり自由 (liberty) がふさわしい、いや当時スワラージと深く結びついていた自由 (freedom) ではなく、自由 (liberty) でなければならない、とのアンベードカルの強い意志が窺われよう。アンベードカルは、個人の自由 (individual liberty) は、憲法上の令状請求権によって具体的に実現されるべきものと考えていたのである（この点では、K. M. Munshi と考えを共有していた）<sup>23)</sup>。

インド憲法制定過程のなかで、自由 (freedom) と自由 (liberty) がどのように用いられてきたのかを見ておこう。

『目標決議』に自由 (Liberty) は、登場しない。そこで挙げられた8つの自由 (Freedom) は、1948年2月6日案では、自由 (Liberty) とされる。そして最終的には（1948年2月21日案以降）、5つの自由 (Liberty) が前文に明記されるものとなった。憲法制定過程で挙げられつつ、最終的には前文に列挙されなかった自由は、職業 (vocation)、結社 (association) および行動 (action) の自由である。

---

22) *Ibid.*, 37.

23) Lahoti, R.C. (2004), 6.

それまで、各種憲法案などで、挙げられていた自由 (Freedom) は、何処に行っただろうか。このことには、制憲議会での「基本権」にかかわる論議が関係している。「基本権とは、(司法) 裁判所に訴えて実現しうるものでなければならぬ」、「その具体的内容が法律によって確定されるものを基本権とすべきかどうか (憲法上、基本権とは別の編に明記すべきではないのか)」などの論議の中で、基本権 (憲法第三編) とは別に、国家政策の指導原則 (同第四編) が設けられた<sup>24)</sup>。職業の自由などは、経済的正義とも深くかかわる自由と考えられたのである。

## 2. 社会的・経済的・政治的正義と平等

### (1) 社会的・経済的・政治的正義

『目標決議』(1947年1月)では、インド国民に与えられるべき第一のものとして、「社会的、経済的および政治的正義」が挙げられた。この表現は、一貫して受け継がれ、成立したインド憲法前文もその確保を第一に挙げている。しかしながら、『目標決議』とほぼ同時期にアンベードカルが公表した前述『藩王国とマイノリティ』(1947年3月)では、前文案および本文案に『正義』の文言は存在しない。

1948年2月21日、起草委員会から制憲議会に提出された憲法案は、同年2月26日に公開され、広く一般からの意見も求められた。多くの意見が寄せられ、その中には前文に関係するものもあったが、「正義」の概念にかかわる意見は、一つもなかった<sup>25)</sup>。つまり、かかる表現は、当然のものと考えられ、受け入れられていたのであろう。

では、なぜ、アンベードカルの『藩王国とマイノリティ』には、この「正義」の文言がないのだろうか。彼の一生は、まさに正義の実現 (不正義の除去) に捧げられたものであり、「社会的、経済的および政治的正義」を不可欠のも

---

24) 憲法顧問案では、基本権 (第三編) の中に、国家政策の指導原則も含まれていた。また、このプロセスについては、孝忠 (2006), 111-。など参照。

25) Rathore, A. S. (2020), 1.

のと考えていたことは間違いないにもかかわらず、である。

まず第1に、アンベードカルの関心は、あらゆる種類の不正義の撤廃・解消であるがゆえに、「正義」とは何かという抽象論にかかわるつもりはなかったのではないだろうか。不正義にみちた、あらゆる社会的、経済的そして政治的な項目・事象を具体的に挙げ、その解消策、解決策を提示することが、彼のおこなったことである。A. S. Rathore は、「正義条項の本質は、アンベードカルの人生における最も重大かつ「具体的な実体化」を反映している」と考える<sup>26)</sup>。

第2に、彼の卓越した法律家としての能力が、この「正義」の保障という何人も否定しがたいフレーズを使って、論理的に一步進めた法文構成を編み出したと考えられる。『目標決議』などでは、「社会的、経済的、政治的正義」は、基本的人権などとともに確保されるべきものとして挙げられるだけであるが、前文の構成では、それらは、「個人の尊厳と……友愛を促進する」ことによって実現されるべきものとされている（後述）。このことを Rathore は、アンベードカルは、「社会的、経済的、政治的不平等を除去することを含意すると解釈した」と述べる<sup>27)</sup>。

社会的、経済的、政治的正義の確保を、憲法の第一の目的、すなわち「鍵」とし、それによってインド国民が、「主権を有する民主主義共和国」を構成するという最高法の具体化が冒頭に示されたのである<sup>28)</sup>。「正義がなければ、それに続く、自由、平等、および友愛の3つの概念は幻想になってしまうであろう」<sup>29)</sup>。

## (2) 平等——段階的不平等の廃絶

カースト制度は、「抑圧と被抑圧」あるいは「差別と被差別」という単純な二項対立を生み出すものではない。段階的な不平等（graded inequality）と差

---

26) Gaur, R. (2021), 362.

27) Rathore, A. S. (2020), 28.

28) *Ibid.*, 10.

29) *Kesavananda* 判決における D. G. Palekar 裁判官意見 (*Kesavananda*, 1302.)。

別の重層構造は、「搾取と差別に苦しむカーストが、同時に自らが差別し、自由かつ合法的に搾取できる別のカースト・コミュニティを持っている」<sup>30)</sup>。したがって、平等の重要性、その実現を論じるには、〈誰の、何を〉平等にしようとしているのかがたえず明らかにされていなければならない。アンベードカルの『藩王国とマイノリティ』には平等条項そのものは少なく<sup>31)</sup>、不平等条項(差別の撤廃・除去など)<sup>32)</sup>、マイノリティ保護規定および指定カースト保護規定が充実している。アンベードカルによる、それらの「条文解説」のいくつかを見てみよう<sup>33)</sup>。

(第2条第2節「基本権の侵害に対する救済措置」1項「司法上の保護」の解説)

「権利は、救済が伴うときにのみ現実的なものとなる。権利が侵害されたとき、訴えることのできる法的救済手段を持たなければ、与えられた権利は何の役にも立たない。したがって、この憲法が権利を保障するときには、同時に立法府および執行府がその権利を無視できない規定をつくることも必要となる。……」

(同2項「不平等取扱いに対する保護」の解説)

「インドのように大多数の人々がコミユナル的に思考する国では、その人と同じコミュニティに属さない人に平等の取扱いを行うことを期待することは困難である。不平等取扱いは、インドの不可触民の避けがたい運命であった。……」

(同4項「経済的搾取からの保護」の解説)

「……政治的民主主義は、次の4つの前提に基づいている。①個人は、それ自身が一つの目的である。②個人は、憲法によって保障される不可侵の権利を有する。③個人は、特権享受の条件として、その有する権利の放棄を要求

---

30) Rathore, A. S. (2020), 64.

31) 例えば、「すべての市民は、法の下に平等であり、ひとしく市民的権利を有する。」(第2条第1節3項)など。

32) 例えば、「被抑圧階級(submerged classes)に十分な機会を提供することにより、社会的・政治的・経済的不平等を除去すること」(前文(iii)など)。

33) 孝忠(1985b), 198-217.

されてはならない。④ 国は、私人に他人を支配する権力を委ねてはならない。……」

（第2条第3節「マイノリティ保護のための規定」3項「社会的ボイコットからの保護」の解説）

「社会的ボイコットは、カースト・ヒンドゥーによる、デモクレスの剣として、絶えず不可触民の頭上に置かれている。それがヒンドゥーの手にあるとき、如何に恐ろしい武器であるのかは、不可触民のみが知っている。……」

（第2条第4節「指定カーストのための保護規定」3項「公務における代表の権利・選挙制度」の解説）

「(分離選挙を要求する指定カーストの主張に対する批判への反論) ……指定カーストがマイノリティではないという論拠は、「マイノリティ」の意味を誤解している。宗教上の分離がマイノリティの唯一の基準ではない。しかもそれは、適切でも十分な基準でもない。社会的差別が、ある社会集団がマイノリティであるのかどうかを決定する真の基準である。ガンディー氏でさえ、宗教的な分離の基準よりもむしろこの基準を採用することが論理的かつ实际的だと考えていたのである。……」「……分離選挙が反民族的感情を作り出すという主張は、経験に反している。シク教徒は、分離選挙を行っている。しかし、誰もシク教徒が反民族的だとは言わない。ムスリムは、1909年から分離選挙を行っている。……明らかに民族主義・反民族主義は、分離選挙と何の関係もない。それは、選挙外の力の結果である。」「……選挙制度は、マイノリティ保護のための一手段なので、合同選挙か分離選挙かという問題は、マイノリティの意思に委ねられなければならない。……」

憲法前文の平等条項は、極めて簡潔である。しかしその簡潔な表現は、憲法第三編「基本権」および第四編「国家政策の指導原則」、さらには第十六編「特定階層に対する特別規定」などに具体化されている<sup>34)</sup>。これらの規定は、今なお、論議をよびながらも、第1次憲法改正から最近の憲法改正に至るまで、インド憲法の特徴ある「平等権と平等原則」の実現に向けた継続的な営為である。

---

34) 孝忠・浅野(2018)。

### 3. 「個人の尊厳」と友愛——国民国家の統一と統合

#### (1) 誰の、どのような「尊厳」なのか

##### (a) 『カラチ決議』（国民会議派、1931年）

アンベードカルの憲法前文案（1948年2月6日）以前の憲法前文案には、「尊厳」の文字はない。しかし、「尊厳」の内容を考えると、すでにカラチ決議に、その具体的な内容が示されていたということも出来よう。カラチ決議は、次のような内容を明記しているからである<sup>35)</sup>。

「……国民会議派は、……いかなる憲法にも、以下の項目を含めるか、あるいはスワラージ政府に、それらを定める権限を与えるべきだと宣言する。

（基本権および義務）

1. ……

(4) すべての市民は、カースト、信条、性別にかかわらず法の前に平等である。

(5) いかなる市民も、宗教、カースト、信条、もしくは性別を理由として公雇用、職務権限もしくは信用、またはあらゆる取引や職業の遂行に関して、いかなる不利益も受けてはならない。……

(6) すべての市民は、井戸、貯水地、道路、学校および公衆地、または一般の使用のため私人によって維持もしくは地方公共団体基金によって運営されている場所に関して、平等な権利と義務を有する。……

(8) 何人も、法律に基づく場合をのぞき、その自由 (liberty) を奪われたり、その住居や所有地を侵害し、差し押え、または没収されたりしてはならない。……

(11) 国は、無償の初等義務教育を提供しなければならない。……

(14) すべての市民は、インド全土を自由に移動し、その一部で滞っておよび定住し、財産を取得し、あらゆる取引をおこない、職業に就くことができる。……

3. 労働者は、奴隷制または農奴制に近い状態から解放される。

4. 女性労働者の保護、とりわけ、出産時の休暇のための十分な規定（を設けなければならない。）

35) <http://www.constitutionofindia.net/historical-constitution/karachi-resolution-1931/>



5. 就学年齢の子どもを鉱山および工場で雇用することの禁止（規定を設けなければならない。）
6. 農民と労働者は、自らの利益を守るために組合を結成する権利を有する。  
……」

上記抄訳したカラチ決議の内容は、インド憲法第四編（国家政策の指導原則）などの内容ともなっている。同時に、すでに紹介した、アンベードカルの『ヴィザを待っている』や『藩王国とマイノリティ』の内容との深いかわりも読みとれる。Rathore は、「……すべてのインド人の不可侵の尊厳（dignity）を主張するのに、カラチ決議よりもよい機会を想像することは困難であろう。というのは、英国支配下では、侮蔑（indignity）はおそらく（全インド人の）集団的な体験だったからである」とする<sup>36)</sup>。すなわち、それは、決してたんなる抽象的な概念ではなかった<sup>37)</sup>。

## （2）段階的尊厳（graded dignity）と個人の尊厳

前文の「尊厳」は、たんなる抽象的な「尊厳」を宣言したものではない。「個人の尊厳」というその表現から分かるように、西洋のみならずインドでも伝統的に用いられ、考えられていた「段階的な尊厳」の概念を明確に否定するものである。

段階的な尊厳は、段階的な不平等に対応し、カースト毎に異なる尊厳である。しかし、尊厳とカーストの結びつきを断とうとしたのが、アンベードカルであり、憲法前文の「尊厳」であった。このことは、「尊厳」概念の世界史的ともいえる変化をふまえたものである。

古代ギリシャや古代インドでは、「人」の価値は、その人の階級、階層、区分などに依存するものだったとされる。ローマ時代になってはじめてそれぞれ

---

36) Rathore, A. S. (2020), 121.

37) カラチ決議後、その統治3原則とでもいうべき、セキュラリズム、マイノリティの権利、そして「寛容」の具体化の歩みは決して容易ではなかった。Chandhoke, N. (2019b), 41.

の価値が認識、評価されるようになったが、まだ一定の確立した用法はなく、「○○の尊厳（威厳）」などの表現が用いられていた。もちろん、この○○には、上位の身分（地位、職業など）が入ることが多い。しかし、それは、必ずしも「とりわけ高い」ものに限定されるわけではない。先に『ヴィザを待っている』の例でも示したように、馬車運転手であったり、図書館司書であったりする（いずれの場合も、それを「汚す」のは不可触民であるのだが）。それは、複雑に入り組んだ段階的の不等（差別）という社会構造と対になった、それぞれの「ひと」の譲れない「尊厳」である<sup>38)</sup>。

20世紀半ば、「尊厳」の概念は普遍的なものとして大きな展開（転回）を遂げる（1948年世界人権宣言前文における「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳および平等……」、1949年ドイツ基本法第1条「人間の尊厳は、不可侵である」、さらには1946年日本国憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される」など）。アンベードカルが1948年2月6日前文案に盛り込んだ「すべての個人の尊厳（the dignity of every individual）」は、かかる動きのなかで読み解かれるべきだろう<sup>39)</sup>。この「前文で強調された個人の尊厳は、社会的、経

38) 「尊厳」と「正義」の文言は、『藩王国とマイノリティ』（第2条第4節「指定カーストの保護」第2部「特別の責任」4項「分離移住」の条文解説）に見られる。「……今日、カースト・ヒンドゥーは村に居住し、不可触民は特定地区（ゲットー Ghettoes）に住んでいる。……（社会的分離と経済的従属は）……不可触民に人間生活の尊厳（the dignity and sanctity of human life）と矛盾する幾多の侮辱を与えている。……自由で名誉ある生活を求める闘争において不利な立場にある不可触民は、……警察の保護や治安判事の正義（正当な裁き：justice）を決して受けることがない。……」（孝忠（1985b），220-21.）

39) 上述のインドにおける歴史的経緯、アンベードカルの主張などを踏まえ、尊厳は、①元来「高い身分」ないし「公職」と不可分に結びついた観念である、という理解、②「社会の全ての成員が「高い身分」になったと解釈される事態の展開により、「尊厳」の普遍化が進行した、という理解（蟻川（2016），15-。など）のいずれも本稿はとらない。カトリックの聖職者位階制（ヒエラルヒー）でも、dignitas は、とりわけ上位の聖職者というわけでもない。また、この論議を、すべての個人（憲法上の権利主体となろうとする者）に「立憲主義の「法システム」の期待する行為を行う意思と能力を有していることの一般的証明を要求しているはずである」（蟻川（2016），55）と結論づけることには、その意図はともかく、同意し難いところである（押久保（2017），443。なども参照）。

済的、政治的正義という目的を確保することによってのみ保障される」<sup>40)</sup>。

普遍的な「尊厳」の概念は、国家と国民の統合の不可欠の前提となる。では、統一・統合されるべき「国」とは、「The State」なのだろうか、それとも「The Nation」なのだろうか（もちろん、この「問い」の立て方自体を問題とすることもできようが）。

### (3) 憲法が構想する「国」とは「The State」、それとも「The Nation」

#### (a) 「The State」と「The Nation」

本稿第二章で紹介した憲法案などが、どのような表現を用いていたのかを振り返ってみよう。① 国民要求決議（国民会議派、1937年3月）は、「一つの国民として (as a nation)」、「インドにおける真の民主主義国家 (a genuine democratic State) を要求」する。② 国民会議派専門家委員会『宣言』（1946年7月）は、「インドを主権独立共和国 (an Independent Sovereign Republic)」とする。③ 『目標決議』（制憲議会、1947年1月）は、『宣言』同様、「インドを主権独立共和国 (an Independent Sovereign Republic)」とし、インドを一つの連邦 (a Union) とする。④ 『一般的指針』（制憲議会連邦憲法委員会、1947年5月）は、「独立主権共和国 (the independent sovereign Republic) の名称は、インド連邦 (the Union of India) とする」と定める。⑤ 1948年2月6日憲法案（起草委員会）は、その前文でインドを「主権独立国 (a Sovereign Independent State) とし、……」と定める。⑥ 1948年2月9日憲法案（起草委員会）も、その前文で「インドを主権独立国 (a Sovereign Independent State) とし、……」と定めている。⑦ 1948年2月21日憲法案（起草委員会）の前文は、「インドを主権民主共和国 (a Sovereign Democratic Republic) とし、……」と変更している。この表現で、インド憲法（前文）は成立する<sup>41)</sup>。

---

40) Lahoti, R. C. (2004), 109.

41) すでに紹介したように1976年第憲法第42次改正で、「a Sovereign Socialist Secular Democratic Republic」と変更された。

制憲過程では、「共和国 (Republic)」という表現を用いるのかどうかが大きな論議となり、本稿が問題とする「The State なのか The Nation なのか」という問題は、あまり大きな論議とはならなかったようである<sup>42)</sup>

アンベードカル最初の憲法案 (1948年2月6日) の「国」は、「a…State」である。前文に国 (the Nation) は登場しない。それが登場するのは、「個人の尊厳」と「友愛」にかかわるフレーズである。しかも、その語 (the Nation) の登場・使用は、それらを憲法前文に盛り込んだアンベードカルの「思想」を変質させかねない修正提案にともなうものであった。

アンベードカルは、制憲議会の動向を左右する3つの演説を行っている。この3つの演説のそれぞれでアンベードカルは、自らの「国家」観を述べている。最初の演説は1946年12月17日である。後に制憲議会で重要な役割を果たすとは本人も制憲議会議員たちも想像してはいない、国民会議派の強力な反対勢力のリーダーの1人としてのアンベードカルだった。しかし、その演説は議場を圧倒し、その後の論議の流れを大きく変えた。彼は、インドの統一 (unity) とインドの人々の統一 (a united people) を訴えたのである。その後、起草委員会の委員長に任ぜられたアンベードカルが起草しようとしたのは、国家 (the State) の基盤、枠組みを定める憲法であった<sup>43)</sup>。

42) アンベードカルは、当初「共和国 (Republic)」という言葉ではなく、「The State」という言葉を用いるべきだと考えていた。それは、「共通の王への忠誠こそが英連邦の構成員を結びつける唯一の基準であるので、王への忠誠と両立しない「共和国」は、英連邦構成員資格を剥奪する効果をとまう」と考えていたからである。しかし、現実の動きはアンベードカルの法的理解を大きく超えた (1949年4月の英連邦首相会議の「英連邦の現行構造と構成国間の憲法関係の発展の影響について」など)。インドは、完全な主権を有し、王への忠誠義務を負わないにもかかわらず英連邦 (Commonwealth of the Nations) の構成員となったのである (V. V. Rao (1997), 50-51.)。

43) 1948年2月6日前文案参照。「アンベードカルは、制憲議会の役割がネイションの憲法を起草することではないと信じていた。その役割は、主権を有する独立した民主国家 (a sovereign and independent democratic state) としてのインドの憲法を起草し、来るべき国民国家 (a nation) の基礎を築きうる公正で原則的な統一文書としてのインド憲法を起草することである、と。」(Rhatore, A. S. (2020), 156)。しかしながら、アンベードカルは、同時に、インドが「一つの国民」で構成され

第2は、1948年11月4日、憲法案を制憲議会に提出したときの演説である。アンベードカルは、憲法およびインドの民主主義は「非民主的なインドの土壌の上の飾り」であり、それがうまく機能しなかったとしたら、「憲法が悪かったのではなく、人々が卑劣だったからだ。」と警告し、憲法道徳（憲法律：constitutional morality）を訴えた。また、「村落自治」が全く含まれていないことに対する批判に応えたのもこのときである。

そして、第3は、1949年11月25日、制憲議会の最終演説である。アンベードカルは、自由、平等、友愛を原則とする憲法の採択により、インドの人々は矛盾にみちた生活——すなわち、政治的平等は保障されているが、社会的・経済的不平等は蔓延したままの社会である———に入ることにすると警告した。Rhatore は、この矛盾を次のように説明する<sup>44</sup>。

「……この矛盾は、ステイト（the state）とネイション（the nation）との間の緊張という観点から理解することができよう。つまり、実行可能な憲法と、不平等が蔓延し、人間が卑劣になる自由を許されたインドのナショナリスト・イデオロギーとの関係である。憲法（the Constitution）の精神を特徴づけたのは、古くて不平等なネイションではなかった。それは、われわれがネイションという言葉で理解しているものと、その中でわれわれが大切にしているものとを再構築し、未来のネイションを集团的に構成する全ての個人の尊厳の相乗的な宝庫としての新たな尊厳を憲法に与えることができる、憲法の精神である。このことは、友愛に依拠した統一によってのみ、実現することが出来る。『友愛とは、すべてのインド人の共通の同胞意識、つまりインド人は一つの国民（one people）であるという感覚を意味する。それは、社会生活に統一と連帯を与える原則である』。もしわれわれが、憲法を第一に考えるなら、社会的レヴェルと個人的レヴェルとの両方で実践される友愛の一致

---

ゝる国家となる「べきだ」とも考えていた。この問題は、「……ヴィシュワナータンがふれる、アンベードカルにとっての国民国家の両義性にも通じる。ガンディーとアンベードカルにとって、国民国家は目標であり呪縛でもあった。」（田辺明生「解題」（ヴィシュワナータン（2018），105.）

44) Rhatore, A. S. (2020), 159-60.

によって、公共の良心の涵養と憲法上の道徳の実践とによって、矛盾した生活を解決する希望が残されている。統一のないネイションは存在せず、カーストの不法行為を放棄し、カーストの分離を憲法上の道徳と国民の良心に置き換えないかぎり、われわれがこの統一を達成して一つのネイションになることは決してないだろう。……」

この最後の部分に「友愛」によるネイションへの発展可能性が示唆されている。最後に個人の尊厳と「友愛」についてみておきたい。

#### (4) 個人の尊厳と「友愛」

##### (a) 「友愛」条項の成立

自由、平等そして友愛 (fraternity) というフレーズは、今日のわれわれにとっては、ごく自然な文脈のように思われるかもしれない。しかし、憲法制定審議過程のインドの人々にとっては、とても新鮮な響き、第二次世界大戦後の世界史的な変化の中に独立インドの「われわれ」が存在するというを改めて実感させるフレーズであったようだ。『目標決議』からの逸脱を批判されてきたアンベードカルではあるが、とりわけこの「友愛」という単語の使用（憲法前文案への導入）については、制憲議会から「無条件の熱狂的な賞賛を受けた」<sup>45)</sup>。印パ分離・独立にともなう様々な困難、多くの悲劇的な事件に直面していた人々が、何らかの希望をそこに見出そうとしたことも想像できよう。しかし、加えて、そこには、アンベードカルの積年の想いと思想が込められていたと考えられる。そのことは、彼が最初に提示した案とその後の修正過程を見ることによって窺われる。

すでに紹介したように、アンベードカルの当初の案（1948年2月6日案）では、「カーストおよび信条の違いにかかわらず、すべての個人の尊厳を確保する友愛」とされていた。インド社会に根強く存在し続けているカースト制度（段階的不平等・段階的尊厳）によって分断された人々が「尊厳」を有する対

45) *Ibid.*, 96; Sharma, D. (2021), 419.

等な個人として連帯する社会を前文で示そうとしたものといえよう<sup>46)</sup>。しかし、その後の論議は、「友愛」という言葉の導入を讃えつつ、その内容をアンベードカルの意図とは異なった、さらに言えば逆の方向にさえも動かそうとするものだった。

1948年2月9日、前文案の当該箇所は、次のように変更される。

「カースト、階級、信条の違いにかかわらず、すべての個人の尊厳および国家の統一を確保するための友愛」

「すべての個人の尊厳」の前に「国家の統一」を持ってこようとする修正案もなされたが、その提案は、アンベードカルの考えと真っ向から対立するものであった。国民一人ひとりの尊厳が保障されてはじめて、国民と国家の統一・統合がありうるからである<sup>47)</sup>。B. N. Rau などの助けもあり、この修正案は斥けられたが、「国家の統一」という新たな文言は、残ることになった。また、カーストのみならず「階級 (class)」という単語も付加されている。これは階級対立をインドの主たる分断要因とする主張への配慮である。起草委員会案としては、「個人の尊厳と国家の統一を確保する友愛」、とさらに簡素化され、2月21日、制憲議会に提出された<sup>48)</sup>。アンベードカルは、正義、自由 (liberty)、平等、国家 (the nation) などの既存の用語を用いつつ、個人の尊厳と友愛という「前例のない用語」を組み込むことによって、「全く新しい用語」、画期的なフレーズを誕生させたといえる<sup>49)</sup>。

---

46) 「……それは、1930年代に遡ることのできる、……（友愛の概念を）明確化しよう」との（友愛の）定式化の試みの一環であり、「カーストの違いによって劣化してきた個人の尊厳を維持するための根拠として友愛を用いようとするものであった」（Rathore, A. S. (2020), 93.）。

47) アーベンドカルの提案は、「国家が形而上学的実体であり、個人に優位すると考えるヘーゲル理論の明白な否定」を含んでいた (Lahoti, R. C. (2004), 6.)。

48) 「簡素化された」というのが一般的説明ではあるが、Rathore は、「本当の理由は、もっと实际的で譲歩的なものであろうが (likely more pragmatic—concessional)、それは、戦略的で哲学的なものでもあっただろう」と推測する (Rathore, A. S. (2020), 93.)。

49) Gaur, R. (2021), 363-64.

(b) 政治的概念としての「友愛」からの展開

自由、平等そして友愛の三位一体を、フランス革命（1789年）の伝統を継受する周知の政治的理論として理解することは、インド憲法前文の理念を考える1つの参考となることは確かであろう。アンベードカルは、この重要な政治概念がインド・ヒンドゥー社会に存在してはいないと考えた。ただ、彼は、とりわけ「友愛」が政治的概念にとどまらず、倫理的・精神的な概念への「展開（転回）」可能性を持つものにとらえようと試みた。すなわち、「社会、政治、そして法についてのアンベードカルの多面的なアプローチを統合し、調和させる前文」構想のキーの1つとしての「友愛」の位置づけである<sup>50)</sup>。

アンベードカルは、「友愛」について、その著作のなかでたびたび論じていた。例えば、『カーストの廃絶』(*Annihilation of Caste, with A reply to Mahatma Gandhi*, 1936)<sup>51)</sup>では、カーストのない理想的な社会とは、「自由、平等、友愛に基づいた社会である」と述べ、友愛について次のように語っている<sup>52)</sup>。

「……理想的な社会は、流動的なものでなければならない。社会のある部分で起こっている変化を別の部分に伝えるためのたくさんのチャンネルが必要である。理想的な社会では、さまざまな利益が意識的に伝えられ、共有されなければならない。異なる生活様式をもつ人々の間での、多様で自由な接触の機会が必要だ。換言すれば、そこには社会的な内部浸透・浸透膜(endosmosis)がなければならない。これこそが「友愛」であり、民主主義の別名である。それは、関連した生活様式、共同で伝達された経験の様式である。それは、本質的に、仲間に対する敬意と配慮の態度をさしている。……」

ここでのアンベードカルの考えは、「民主主義の別名ともいうべき「友愛」という表現に集約されよう<sup>53)</sup>。アンベードカルの思想における「友愛」は、さ

50) Rathore, A. S. (2020), 99.

51) Ambedkar (SW) 71, 105-06; B. R. アンベードカル (山崎・吉村訳) (1994), 26, 69 (一部改訳); Rathore, A. S. (2020), 93.

52) Rathore, A. S. (2020), 99.

53) この「驚くべき発言」の背景と理由 (デューイ (John Dewey) の影響など) ↗



らに民主主義原則と「自由と平等」との間の「通約不可能性の問題」を解く力のあるものと位置づけられる<sup>54)</sup>。アンベードカルは、「友愛とは、全てのインド人の共通の兄弟愛 (brotherhood) の想いと感覚を意味する」と考え、「友愛によってのみ、インドの統一と統合を維持できる」とした。そして、インドには、共通の1つの市民権があり、すべての市民は、他の基盤によってではなく、まず自らがインド人であるとの想いを共有すべきであり、そのための「平等」実現をめざすあらゆる措置は歓迎されるべきものとした<sup>55)</sup>。アンベードカルの思想は、急展開（転回）する。憲法前文における「友愛」の明記は、継続的に進化するその概念への転回点である。彼の、この「前文」具体化の作業は、「ヒンドゥー法案」実現のために継続されるが、同法案は、廃案に追い込まれる<sup>56)</sup>。1954年、アンベードカルの視点は、大きく変わったように見える。彼は、それまでフランス革命の文脈から、「友愛」を社会的・政治的原則だと解釈してきたが、それは、根本的には倫理的・宗教的原則であると再解釈した。より哲学的、宗教的（仏教的）な理解、すなわち、仏教のメッタ（パーリ語で *metta*；サンスクリット語で *maitri*）を内包する概念、そして、メッタに外ならないとの認識にいたるのである<sup>57)</sup>。

↘については、Rathore, A. S. (2020), 101. 参照。

54) Gaur, R. (2021), 362.

55) Lahoti, R. C. (2004), 106.

56) Govind, R. (2023), 82.

57) 嵩 (2018) など参照。「友愛」を、仏教でいう「メッタ」に他ならない、とするアンベードカルが到達した結論について、筆者は説明、コメントする能力を持ち合わせてはいない。ただ、『西洋』の社会的、政治的文脈の中で形成され、主張されている「友愛」が、「インドにも存在していた」とする論理を筆者はとらない（『人権』はインドにも存在していた、という論理をとらないように）。筆者は、アンベードカルのこの言明を、インドにおいては「友愛」のいわゆる「社会的等価物」として「メッタ」が存在する、という主張ととらえたい（「メッタ (*metta* : *maitri*)」については、Chandan Gowda, 'Ambedkar's Ideal of Maitri', August 21, 2023, 34-35, <https://www.outlookindia.com/natioanl/ambedkar-s-ideal-of-maitri-magazine-309546>). なお、本稿は、アンベードカルの仏教への改宗の評価をおこなうものではない（その能力は筆者にはない）。ただ、本稿の問題意識とのかかわりで、次のヴィシシュワナータンの言葉を紹介しておきたい。↗

## 結びにかえて

「ネイションとは、過去の妄想ではなく、未来への約束である。」(Rathore, A. S. (2020), 167.)

「憲法の父」とも呼ばれるアンベードカルの諸活動と膨大な著作の背後にある衝動、エネルギーは、どこから生み出されてきたのだろうか。歴史的、イデオロギー的、そして法的に構築されてきた不平等の形態と、かかる論理によって分断されたインド社会で、「正義を最も確実に実現、保障するための憲法設計を明確にするという課題」<sup>58)</sup>としての、制憲議会における彼の活動、その集大成としてのインド憲法前文は、今日および将来のインドの人々にどのようなインド国家像、国民像を示しているのだろうか。それを解釈、判断するのは、主権者 (We, the People of India) である。

もちろん、インド憲法の内容、ヴィジョンをアンベードカルの考えと密接に結びつけることが適切かどうかは論議となるだろう。彼の多くの主張は、インド独立・建国を主導した多くの人々、制憲議会議員たちのものとは、おそらく異なっていたからである<sup>59)</sup>。しかし、法解釈 (憲法解釈) において、制定者 (制憲者) 意思は絶対的なものではない。また、日本国憲法 (前文) のもとで生まれ、生活する筆者にもその紹介・検討は、「開かれている」と考える。い

---

↘「……仏教改宗を通じてダリトの行為主体性を回復しようとしたことは、一般的に容認された既存の国家やその装置のかたちにとりこまれることに抵抗するような、オルタナティブなネーションおよびコミュニティの概念を示唆しているのである。」(ヴィシュワナタン (2018), 116.)

「……アンベードカルの執筆活動の最高の功績はまさに、仏教を啓蒙的なネーションのありかたと同定したことだ。これは、古代インドにおいてはあきらかに存在していたが、ヒन्दゥー教のカースト制によって阻まれていた歴史的な可能性である。バラモン教による執拗な支配の結果、ネーションがその真価をみせる状態にまでは至れなかったという説は、アンベードカルが合理的で近代的な国民国家の原型として古代の仏教に注意を向けることを、そしてその過程において、自己を忠実なるインド人であるとみなすことを可能にした。」(同, 147.)

58) Govind, R. (2023), 67.

59) Kashyap, S. C. (2017), 20.

## インド憲法前文（二・完）

や、本稿で紹介・検討したインド憲法前文の成立経過とその内容の紹介・検討（非常に雑駁なものではあるが）は、その作業を終えてみると、一層、憲法研究者としての現在の責務でもあるように思えてならない。

ガンディーの圧倒的な名声と影響力にもかかわらず、インド憲法が村落、法、統治などに関するガンディー的考えを採用しなかったことは明白である（後日、「パンチャーヤト」などのように文言上さまざまな形での採用がなされることはあったが）。基本的権利の正当性、マイノリティに対する特別保障、議会議、経済における国の役割についての特定の憲法的価値観の明記など、アンベードカルの憲法思想の具体化と見られるものは多い。しかしながら、アンベードカルの、その過酷な体験から一貫して主張し続けてきた、民主主義的多数派主義への警戒・懸念、およびその弊害除去のための具体策をめぐっては、今なお論議され、「見直し」の対象ともなっているようである。そこで明確にして進められなければならないことは、本稿で紹介・検討した、国家の統一・統合、インドにおける国民形成・統合の「あり方」の課題であろう。

憲法前文は、その課題を実現するための基本文書といえる。上記課題の考察に欠かせないセキュラリズム（多宗教共存主義）については、以前の論稿で検討してみたが、本稿では、「自由・平等・友愛」に基づく社会こそが「社会的・経済的・政治的正義」を実現しうる、という前文の構成と内容を少しばかり考えてみた。（カースト）ヒन्दゥーが多数派として支配するネイションではない、オルタナティブなネイションあるいはコミュニティの概念は、どのように構築される（べきな）のか、少しでも考察をつづけてみたい。

## 参考文献

- Ambedkar (SW); The National Commission for Scheduled Caste, *Select Works of B. R. Ambedkar*.  
(<https://ncsc.nic.in/files/review%20proforma/selected%20of%20DrB%20Rambdkar.pdf>)
- Ambedkar, 1937 (2020); *Waiting For A Visa*, 1937, Mumbai, Sanage.
- Austin, G. (1999); *Working a Democratic Constitution*, New Delhi, OUP.

- (1966); *The Indian Constitution*, New Delhi, OUP.
- Barnerjee, A. C. (ed.) (1961~65); *Indian Constitutional Documents*, Vol. 4s, (1946~),  
Calcutta, A. Mukherjee.
- Bakshi, S. R. (ed.) (2000); *B. R. Ambedkar: His Political and Social Ideology*, 1, 2,  
New Dehli, Deep&Deep.
- Bhattacharjee, M. F. (2018); *Looking for the Nation: Towards Another Idea of India*,  
New Delhi, Speaking Tiger.
- Chandhoke, N. (2019a); *Rethinking Pluralism, Secularism and Tolerance*, New Delhi,  
SAGE.
- (2019b); 'Secularism: Central to a Democratic Nation', in: Rathore, A.S.  
/Nandy, A. (ed.) (2019), 35.
- Chatterji, A. P./Hansen, T. B./Jaffrelot, Ch. (ed.) (2019); *Majoritarian State: How  
Hindu Nationalism Is Changing India*, London, Harper Collins.
- Chitkara, M. G. (2002); *Dr. Ambedkar & Social Justice*, New Dehli, APH.
- Devy, G. N. (2019); 'Epic, Narrative and Lyric Ideas of India', in: Rathore, A.S./Nandy,  
A. (ed.) (2019), 1.
- Dhavan, R./Paul, T. (1992), *Nehru and the Constitution*, Bombay, ILL.
- Farrand, M. (ed.) (1966); *The Records of the Federal Convention of 1787*, Vol. 4s,  
(1911, 1937), YUP.
- Gaur, R. (2021); 'Book Review: Aakash Singh Rathore, *Ambedkar's Preamble: A  
Secret History of the Constitution of India*', *Society and Culture in South Asia* 7  
(2), 361-364.
- Gopal, A. (2023); *A Part Apart*, New Delhi, Navayana.
- Govind, R. (2023); 'Anticipating the Threat of Democratic Majoritarianism:  
Ambedkar on Constitutional Design and Ideology Critique, 1941-1948', *Studies  
in Indian Politics* II (I) 66-84.
- Grover, V. (ed.) (1997); *The Constitution of India*, New Delhi, Deep&Deep.
- (1997); 'The Constitution of Independent India', in: Grover, V. (ed.) (1997),  
644.
- Guha, R. (2010); 'Gandhi's Ambedkar', in: Singh, A./Mohapatra, S. (ed.), *Indian  
Political Thought: A Reader*, London, Routledge, 33.
- Harappa, C.S.S. (2016); 'The Uniqueness of Preamble of Indian Constitution',  
*Paripex-Indian Journal of Research*, 5 (10) October, 245-7.
- Huston, J.H. (ed.) (1987); *The Records of the Federal Convention of 1787*, Vol. V  
(Supplement), 1987, YUP.
- Jaffrelot, Ch. (2005); *Dr Ambedkar and Untouchability*, Delhi, Permanent Black.

- Jain, P. C. (1997); 'The Forty-Second Amendment and the Basic Structure of the Constitution', in: Grover, V. (ed.) (1997), 551.
- Jayapalan, N. (2021); *Constitutional History of India*, Ghaziabad, Primemax.
- Kansra, D. (ed.) (2013); *The Preamble*, New Delhi, Universal.
- Karachi Resolution*, <https://www.constitutionofindia.net/historical-constitution/karachi-resolution-1931/>
- Kashyap, S. C. (2017); *We, The People and Our Constitution: Myth, Conflicts and Controversies*, Haryana, Universal.
- Lahoti, R. C. (2004); *Preamble: The Spirit and Backbone of the Constitution of India*, Lucknow, EBC.
- Mahajan, G. (ed.) (2000); *Democracy, Difference & Justice*, New Delhi, OUP.
- Moon, V. (ed.) (1982); *Dr. Babasaheb Ambedkar Writings and Speeches*, vol. 2, Bombay, Education Department Government of Maharashtra.
- Ramamurti, P. (1997); 'The Draft Constitution of India: As an Idealist sees it', in: Grover, V. (ed.) (1997), 13.
- Rao, B. S. (ed.) (1966~68); *The Framing of India's Constitution: Vol. 5s*, Bombay, The Indian Institute of Public Administration.
- Rao, V. V. (1997); 'The Preamble', in: Grover, V. (ed.) (1997), 47.
- Rathore, A. S. (2023); *Becoming Baba Saheb*, Haryana, Harper Collins.
- (2020); *Ambedkar's Preamble*, Haryana, Penguin Vintage.
- Rathore, A. S./Nandy, A. (ed.) (2019); *Vision for a Nation: Paths and Perspectives*, Haryana, Penguin Vintage.
- Rodrigues, V. (ed.) (2002); *The Writings of B. R. Ambedkar*, New Delhi, OUP.
- Roy, M. N. (1997); 'The Constituent Assembly', in: Grover, V. (ed.) (1997), 3.
- Seervai, H. M. (1991); *Constitutional Law of India*, vol. 1, 4th ed., New Delhi, Universal.
- Sharma, D. (2021), 'Preamble to the Constitution of India: "The key to Open the Mind of Makers"', 2021 IJCRT 9, 417.
- Sharma, J. S. (1997); 'Fundamental Rights in the Draft Constitution', in: Grover, V. (ed.) (1997), 20.
- Sheth, D. L./Mahajan, G. (ed.) (1999); *Minority Identities and the Nation State*, New Delhi, OUP.
- Singh, A./Mohapatra, S. (ed.) (2010); *Indian Political Thought: A Reader*, London, Routledge.
- Singh, M. P./Saxena, R. (2021); *Indian Politics: Constitutional Foundations and Institutional Functioning*, 3<sup>rd</sup> ed., Delhi, PHI.

- Singh, M. P. (2017); *V. N. Shukla's Constitution of India*, 13<sup>th</sup> ed., Lucknow, EBC.
- Tharoor, S. (2019); 'A Land of Belonging', in: Rathore, A.S./Nandy, A. (ed.) (2019), 18.
- Tribe, L. H. (2000); *American Constitutional Law*, vol. 1, 3<sup>rd</sup> ed., New York, Foundation Press.
- Yechury, S. (2019); 'Indian Nationalism versus Hindutva Nationalism', in: Rathore, A. S./Nandy, A. (ed.) (2019), 50.
- Zelliot, E. (2004); *Ambedkar's World*, New Delhi, navayana.

- 浅野 (2024); 浅野宜之「インド・パンチャーヤトにかかわる法制度の近時の展開」  
開発法学の再検討研究会『開発法学の再検討Ⅱ』1頁、関西大学法学研究所
- 蟻川 (2016); 蟻川恒正『尊厳と身分』岩波書店
- アンベードカル (1994); B. R. アンベードカル (山崎元一・吉村玲子訳)『カーストの絶滅』明石書店
- ヴィシュワナータン (2018); ゴウリ・ヴィシュワナータン (三原芳秋編訳)『異議申し立てとしての宗教』みすず書房
- 上村 (1982); 上村千一郎『憲法見直し作業覚書—前文関係—』第一法規
- 大内 (1978); 大内穂編『インド憲法の基本問題』アジア経済研究所  
—— (1977); 『インド憲法の制定と運用』アジア経済研究所
- 押久保 (2017); 押久保倫夫「それでも「人間の尊厳」は絶対である」工藤達朗ほか編『憲法学の創造的展開 (上)』(戸波江二先生古稀記念) 443頁、信山社
- ガンディー (1969 (2000)); M. K. ガンディー (田中敏雄訳注)『ガンディー自叙伝 1, 2』東洋文庫、平凡社
- 孝忠 (2021); 孝忠延夫「最高裁は『正義の寺院』たりうるか? : インド最高裁と「宗教の自由」・「セクシュアリズム」」関西大学法学論集第71巻3号1頁
- 孝忠・浅野 (2018); 孝忠延夫/浅野宜之『インドの憲法: 「国民国家」の困難性と可能性』関西大学出版部
- 孝忠 (2005); 『インド憲法とマイノリティ』法律文化社  
—— (2003); 「インド憲法の改正——憲法改革検討委員会最終報告を手がかりとして」関西大学法学論集第52巻4・5合併号241頁  
—— (1985a); 「B・R・アンベードカルとインド憲法 (一)」同第34巻6号77頁  
—— (1985b); 「B・R・アンベードカルとインド憲法 (二・完)」同第35巻1号195頁  
—— (1985c); 「B・R・アンベードカルの憲法構想」同第35巻3・4・5合併号491頁
- 佐藤 (1986); 佐藤宏「インド憲法制定過程における不可触民問題——アンベードカルの憲法私案をめぐる」西順蔵/小島晋治編『アジアの差別問題』150頁、明石

インド憲法前文（二・完）

書店

- 関根（2022）；関根康正「「独立インド」をめぐるポストコロニアリズムについての考察——非植民地化の「運動主体」としてのサバルタン/「ダリト」」泉水英計編著『近代国家と植民地性：アジア太平洋地域の歴史的展開』179頁、御茶の水書房
- 嵩（2018）；嵩満也編著『変貌と伝統の現代インド：アンベードカルと再定義されるダルマ』法蔵館
- 多田（1977）；多田博一「ガンディー主義憲法案」（大内（1977），199）
- 中山（2001）；中山太郎編『世界は「憲法前文」をどう作っているか』TBSブリタニカ
- ヌスバウム，マーサ（2011）；マーサ・ヌスバウム（河野哲也監訳）『良心の自由：アメリカの宗教的平等の伝統』慶應義塾大学出版会
- ビーアド，C. A.（1988）；C. A. ビーアド（松本重治訳）『アメリカ共和国：アメリカ憲法の基本精神をめぐって』みすず書房